

## 大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動に係る行動規範

平成19年11月 8日制定

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験、調査等によって知りえた事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為であり、その成果は広く社会に還元され、人類全体が共有していくことが求められている。

しかしながら、研究活動における不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的信用を失墜させ、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている。

このような状況に鑑み、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）は、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるとともに、本機構構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 2 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を遵守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 3 研究者は、研究活動にあたり、産学連携活動に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 5 本機構構成員は、本機構の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用にあたり、関連の法令、通知及び本機構諸規則等を遵守しなければならない。
- 6 本機構構成員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知ったときは、それを放置してはならない。